

第1328回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成27年3月30日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時00分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員（委員長職務代理） 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍聴者 0人

5 議事の概要

(1) 開会

10時00分、委員長職務代理が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1327回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案5件

イ 非公開の承認

議案2件については、人事に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第43号 京都市就学支援委員会規則の制定について

(事務局説明)

○大黒総合育成支援課長

「京都市執行機関の附属機関等の設置に関する条例（以下「一括条例という。」）に定める附属機関として設置している「京都市就学指導委員会」と「京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会」を効率化の観点から統合し、「京都市就学支援委員会」を新たに設置する条例改正案が、平成27年2月市会において議決された。一括条例の改正が平成27年4月1日に施行されることに伴い、必要な事項を定める「京都市就学支援委員会規則」を制定するものである。

「京都市就学支援委員会」の担当事務は、「障害のある児童生徒又は障害があると思われる児童生徒の適切な就学又は入学に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること」であり、現行の「就学指導委員会」と「高等部入学指導委員会」の担任事務を合せたものとなっている。具体的には、「個々の児童生徒の就学・入学先（在学中における教育の場の変更も含む）の決定に関する事項」を調査・審議する。そこで、委員の資格や就学支援委員会の招集及び議事を、規則において定めるものである。

委員については、一括条例第3条に規定する教育委員会が適當と認める者は、教育学、医学、心理学その他の障害のある児童及び生徒の就学に関する専門的知識を有する者としている。また、就学支援委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長が会議を招集し、議長となるほか、議事について定める。

あわせて、統合前の機関の規則である「京都市就学指導委員会規則」及び「京都市立総合支援学校高等部入学指導委員会規則」を廃止する。

(委員からの主な意見)

- 26年度の就学指導委員会の開催回数が5回で、9月以降に本格化するようだが、やはり年度の後半が忙しくなるのか。就学相談の申出に締切は設定しているのか。
- 委員の人数が減るが支障はないか。
- 委員任期は一年とあるが、毎年の更新の際、委員構成は変わるか。だいたいは委員の約半数を更新していくものかと思われるが本委員会ではどうか。
- 障害の程度に合った教育の場が求められる一方で、インクルーシブ教育が推進され、モデル校もできている。そういったニーズへの対応について、京都市はどのようなスタンスで取り組んでいるのか。
- 出張先のドイツで、インクルーシブ教育に先進的に取り組む学校を視察したが、担当教員は非常に大変そうであった。障害に合わせた教育の場の提供が必要である一方、インクルーシブ教育の流れは進んでいると感じている。

(事務局)

- 秋以降継続して就学相談の申出があり、3月に入ってからも他府県からの転入者等がある。締切を設定してはいるが、随時受け付けている状況である。
- 委員のほかに調査委員を置くため、委員数減による実務への影響はない。引き続き、専門的な知識を持った調査委員を確保する。
- 就学支援委員会の委員は、就学指導委員会・高等部入学指導委員会の委員から大きく委員構成が変わる。ただ、毎年の更新の際には委員の構成は大きくは変えない場合が多くなる見込みである。
- これまで同様、児童生徒一人一人を見てふさわしい教育の場を考え、保護者の思い・教育的ニーズに寄り添い、就学先を決定するという流れは変わらない。ただ、地域の学校に通わせたいという保護者の思いは年々高まっており、本来であれば総合支援学校への就学が適切・医療的ケアの必要な児童生徒が地域の学校へ就学することもある。
- 知的障害が軽度である子どもと、総合支援学校での教育が適切であると思われる子どもとが一緒に教育を受けることもある。教員の研修を充実させ、より専門性をあげて参りたい。

(議決)

委員長職務代理が、議第43号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第44号 京都市学校保健委員会規程の廃止について

(事務局説明)

○上田保健安全課長

昭和27年に施行され、設置されていた委員会であるが、現在は実態として委員会は存在していない。一方、学校保健の振興をはかるため、「京都市学校保健会」が昭和40年から組織され、現在まで活動を行っている。おそらくは、京都市学校保健委員会が京都市学校保健会へと切り替わり、昭和40年に廃止しておく規程が残ってしまっていたと考えられる。現在、組織されている京都市学校保健会の活動としては、理事会や各活動の委員会などが年間10回以上行われており、また、健康教育に関するシンポジウムや研究発表会、表彰式などを開催している。

(委員からの意見)

特になし。

(議決)

委員長職務代理が、議第44号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第45号 京都市立小学校及び京都市立中学校の通学区域の変更について

(事務局説明)

○萩原調査課長

京都市立岩倉南小学校、市原野小学校、及び京都市立西院小学校、西京極小学校、西院中学校、西京極中学校の通学区域の変更を提案する。今回の提案の主旨は区画整理にともない、通学区域が複数の小中学校にまたがっている町の通学区域を、一つの通学区域になるよう変更するもの。

岩倉幡枝町については、平成25年の区画整理にともない、従前「静市市原町」(市原野小通学区域)であった一部が「岩倉幡枝町」(岩倉南小通学区域)に編入されたが、通学区域は町名が変更されても変わらないため、引き続き市原野小通学区域となっており、現在の「岩倉幡枝町」は「岩倉南小」と「市原野小」の通学区域に分かれている。

編入された区域は、「岩倉南」として自治会活動を行っており、学校教育活動と自治会活動に不一致が生じているため、「岩倉南」の「自治連合会」から当該区域の通学区域変更の要望があった。

また「右京区西京極北庄境町」は、昭和46年の区画整理にともない新しくできた町であり、通学区域は町が新設されても変更しないため、「西京極北庄境町」の北側は「西院小・中」に、南側は「西京極小・中」の通学区域とされた。

しかしながら、同町は「西京極北庄境町」として一体的な自治会活動を行っており、地域からの要望を受け、同町北側は西院小・中の通学区域ではあるが、通学区域外就学の手続きを取ることで、西京極小・中に通学させることとする地区として取り扱う事となった。

実質的に、この町は全域が西京極小、中に通学しているため、西京極自治会連合会から、通学区域変更の要望があった。

どちらも要望書を検討し、学校の収容上も問題なく、また相手方の自治連合からも、異存はない旨の「意見書」を頂いており、通学区域の変更をしたく、御提案するもの。

なお、岩倉幡枝町、西京極北庄境町、どちらの地域も、すでに区域外就学でそれぞれの学校へ

通学しており、今回通学区域を変更することで、今現在通学している生徒が転校する必要はない。

(委員からの主な意見)

○こういった地域は他にもあるのか。他の地域からは要望書が出ていないということだと思うが、必要に応じて、できるところから通学区域の整理を進めてほしい。

(事務局)

○他に約40地域ある。引き続き、通学区域の整理を検討して参る。

(議決)

委員長職務代理が、議第45号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

エ 非公開の宣言

委員長職務代理から、以下の議案2件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議案事項

議第46号 京都市教育委員会通則の一部を改正する規則の制定について

議第47号 京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○清水総務課長

本市教育委員会では、文化財の保護について、文化市民局（文化財保護課）に補助執行をさせており、主管事務につき、文化市民局文化芸術担当局長が担当をしていたが、文化市民局における組織改正により、文化芸術担当局長が廃止されることとなった。これに伴い、教育委員会所管の「京都市教育委員会通則」と「京都市文化財保護条例施行規則」にある、文化芸術担当局長に関する部分を規定整備いたしたい。

まず、京都市教育委員会通則については、補助執行をさせている文化芸術等に関する事項の代決について定めた第13条第4項にある、「文化芸術担当局長」を削除する。

次に、京都市文化財保護条例施行規則については、第46条中、「文化市民局文化芸術担当局長が定める」とあるところを、「文化市民局長が定める」に改める。

(委員からの主な意見)

○文化芸術担当局長が廃止となった理由は。

(事務局)

○文化芸術担当局長は廃止となるが、局外監として、文化芸術政策監を設置するとも聞いている。文化芸術の一層の充実を図るための、市全体の組織改正・人事によるものと考えられる。

(議決)

(議決)

委員長職務代理が、議第46，47号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) その他

○生田教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告。

- ・3月20日 市会本会議
- ・3月26日 京都市まち・ひと・しごと・こころ創生本部会議

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時00分、委員長職務代理が閉会を宣告。

署名 委員長職務代理